

議案第43号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)」を「及び氏名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

国民健康保険税の減免申請において、記載内容から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定される個人番号を削除する必要があるため、この案を提出するものであります。